

# 海岸漂着物処理推進法 施行状況調査

## 海岸漂着物処理推進法施行状況調査 目次

- 1 地域計画の策定状況及び策定予定時期について（法第 14 条関係）
- 2 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況（法第 15 条関係）
- 3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（法第 16 条第 1 項）
- 4 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（法第 16 条第 2 項）
- 5 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況（法第 22 条）
- 6 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第 23 条）
- 7 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第 26 条、第 27 条）
- 8 民間団体との連携、活動に対する支援の例及びその際の安全性確保のための配慮の実例（法第 25 条第 1 項及び第 2 項）
- 9 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明（法第 28 条）
- 10 海岸漂着物対策事業に係る事業費（法第 29 条）
- 11 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題

### 1 地域計画の策定状況及び策定予定時期について（法第14条関係）

47都道府県における地域計画の策定状況及び策定予定時期について表1-1、図1-1に示した。策定済みとしたのは29自治体であり、策定中又は策定予定有りとした6自治体を合わせると、35自治体（全体の75%）であった。

策定状況	自治体数	自治体名
①策定済	29	(1)H23年3月以前：北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、神奈川県、石川県、福井県、富山県、兵庫県、香川県、高知県、長崎県、宮崎県、沖縄県 (2)H23年4月以降：宮城県、愛知県、三重県、京都府、鳥取県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県
②策定中	4	東京都（時期未定）、新潟県（H25.3）、和歌山県（H25.3）、島根県（H25.3）
③未策定 （策定予定有）	2	岩手県（時期未定）、大阪府（時期未定）
④未策定 （策定予定無）	12	福島県、群馬県、栃木県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、奈良県、岡山県、広島県
計	47	

表 1-1 地域計画の策定状況

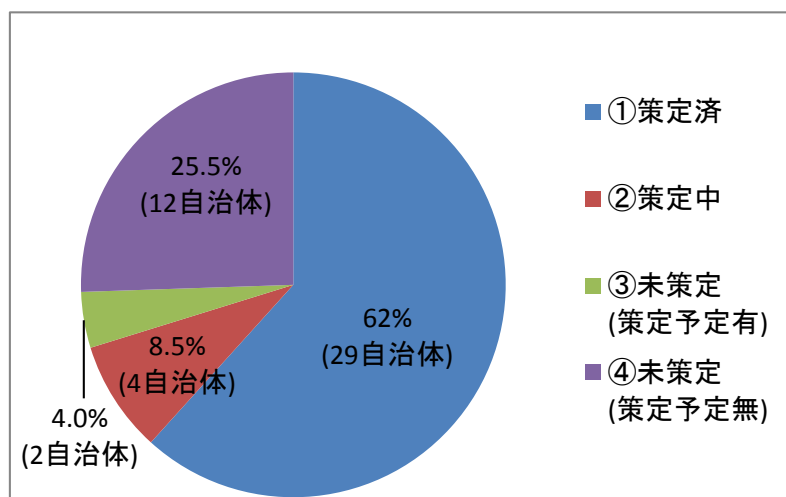


図 1-1 地域計画の策定状況

## 2 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況（法第 15 条関係）

### ①組織状況

海岸漂着物対策推進協議会の組織状況について表2-1、図2-1に示した。組織済みとしたのは25自治体であり、全体の53%であった。

組織する予定がないとした自治体が挙げた主な理由には、「他の形式の会議体で対応しているため」のほか、「震災対応で地域計画を策定できる状況ではない」、「海岸がないため」が見られた。

表 2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

組織状況	自治体数	自治体名
①組織済み	25	(1)H23年3月以前：北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、愛知県、三重県、島根県、香川県、徳島県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 (2)H23年4月以降：京都府、和歌山県、兵庫県、山口県、愛媛県、福岡県
②組織予定有	0	
③組織予定無	21	岩手県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、福井県、岐阜県、滋賀県、奈良県、大阪府、岡山県、広島県、鳥取県、高知県、宮崎県
④検討中	1	茨城県
計	47	

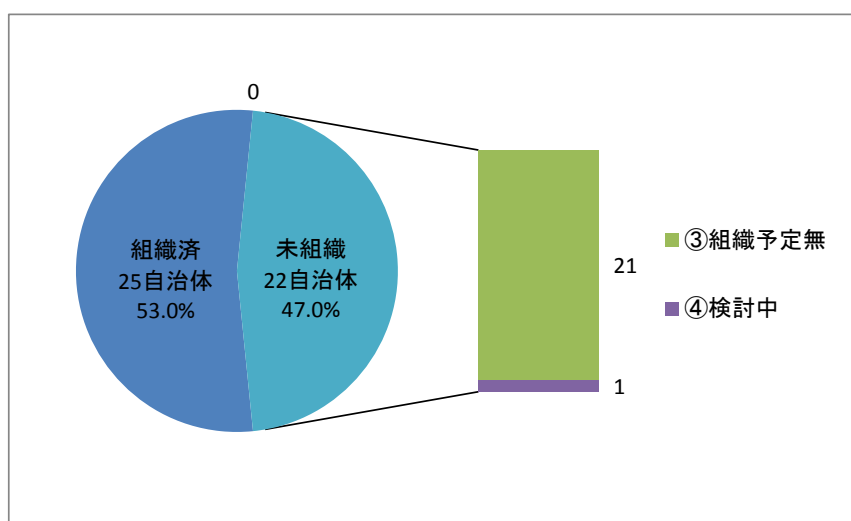


図 2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

## ②協議会の開催状況

「①組織状況」において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体（25自治体）の海岸漂着物対策推進協議会の開催状況及び開催回数（年平均回数、平成24年度開催回数）について表2-2-1～表2-2-3、図2-2-1～図2-2-3に示した。

協議会を定期的で開催しているとしたのは6自治体であり、年平均回数は、1回～2回が最も多かった。また平成24年度11月末までの開催回数は「0回」とする自治体が最も多かった。

表2-2-1 海岸漂着物対策推進協議会の開催の有無（25自治体対象）

年間開催時期	自治体数	自治体名
定期的	6	北海道、山形県、富山県、京都府、大分県、熊本県
不定期	19	青森県、秋田県、千葉県、新潟県、石川県、愛知県、三重県、和歌山県、兵庫県、島根県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
計	25	

表2-2-2 海岸漂着物対策推進協議会の開催回数（平成23年度までの年平均回数）

①年平均回数	自治体数	自治体名
1回～2回未満	12	北海道、秋田県、千葉県、新潟県、石川県、富山県(1.5回)、京都府、兵庫県、島根県、福岡県、長崎県、熊本県(1.3回)
2回～3回未満	8	青森県、山形県、愛知県、和歌山県、香川県(2.7回)、佐賀県、大分県、鹿児島県
3回以上	5	三重県(3回)、山口県(3回)、徳島県(3回)、愛媛県(3回)、沖縄県(8回)
計	25	

表2-2-3 海岸漂着物対策推進協議会の開催回数（平成24年度の開催数）

②H24年度の開催数	自治体数	自治体名
0回	17	北海道、青森県、秋田県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、三重県、京都府、和歌山県、兵庫県、島根県、香川県、徳島県、愛媛県、鹿児島県、沖縄県
1回	4	山形県、福岡県、佐賀県、熊本県
2回	1	大分県
3回以上	3	愛知県(4回)、山口県(3回)、長崎県(7回)
計	25	

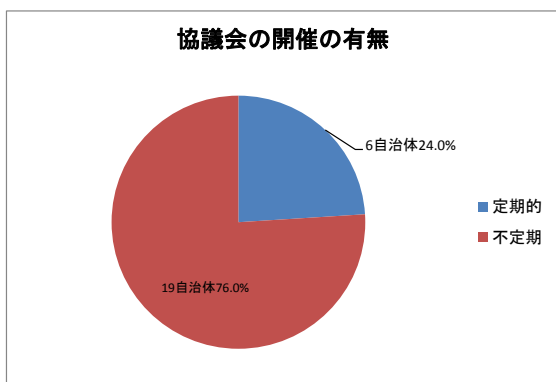


図2-2-1 協議会の開催の有無

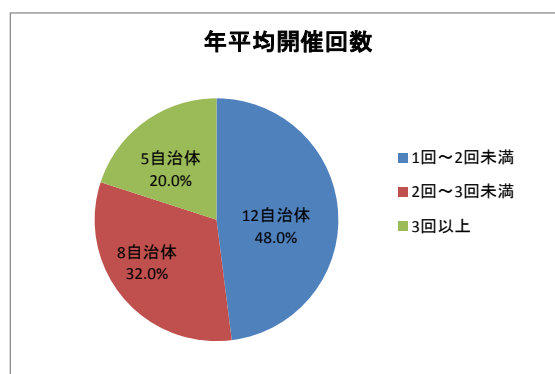


図2-2-2 年平均開催回数

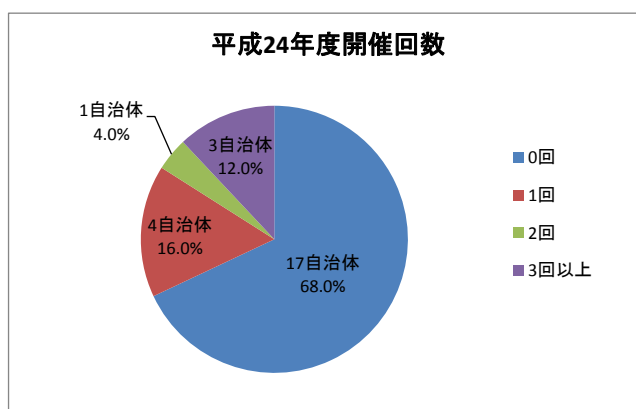


図2-2-3 平成24年度(11月末日現在)開催数

### ③協議会の構成

協議会の主な構成について、表2-3、図2-3に示した。

協議会の構成について「市町村の関係担当」と回答した自治体が20あり、最も多かった。

表 2-3 協議会の構成

構成	自治体数	自治体名
市町村の関係担当	20	北海道、青森、山形、千葉、新潟、石川、富山、愛知、京都、和歌山、兵庫、島根、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、鹿児島、沖縄
都道府県の関係担当	19	北海道、青森、山形、千葉、新潟、石川、富山、愛知、京都、和歌山、兵庫、島根、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、鹿児島、沖縄
国の関係担当	18	北海道、青森、山形、千葉、新潟、石川、富山、愛知、和歌山、兵庫、島根、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、鹿児島
NPO、企業、その他団体	18	北海道、青森、山形、千葉、新潟、富山、愛知、京都、和歌山、兵庫、島根、山口、徳島、愛媛、佐賀、長崎、鹿児島、沖縄
学校、教授等	13	北海道、青森、山形、千葉、新潟、富山、愛知、島根、山口、愛媛、長崎、鹿児島、沖縄

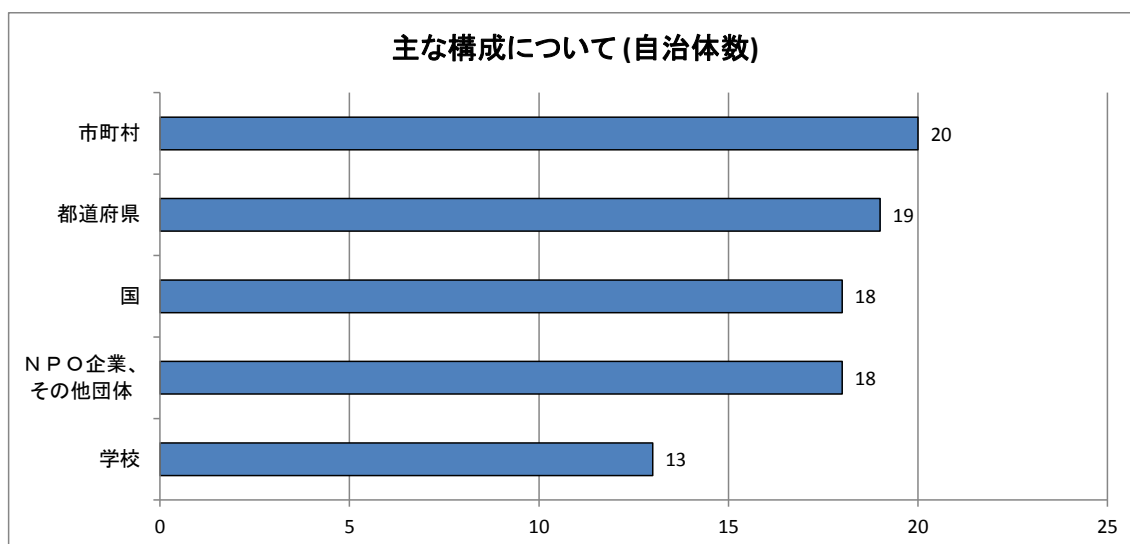


図 2-3 協議会の構成

#### ④海岸漂着物対策推進協議会における協議事項

「①組織状況」において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体（25自治体）の海岸漂着物対策推進協議会の協議事項について、表2-4、図2-4に示した。また、地域計画に関する事項を協議している自治体数は21自治体あり、最も多かった。

表2-4 海岸漂着物対策推進協議会における協議事項

協議事項	自治体数	自治体名
地域計画の作成	21	北海道、青森県、秋田県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、島根県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
対策推進に関する連絡調整、その他必要な事項	16	北海道、青森県、秋田県、新潟県、富山県、三重県、京都府、和歌山県、兵庫県、島根県、香川県、愛媛県、長崎県、大分県、熊本県、沖縄県
回収・処理	3	北海道、兵庫県、岡山県
発生抑制・普及啓発	3	北海道、愛知県、岡山県
組織・運営に関すること	3	新潟県、島根県、大分県
調査に関する協議	2	愛知県、大分県
事業計画等収支予算	1	山形県
規約の改廃	1	山形県
重点区域海岸・回収撤去海岸の選定	1	徳島県

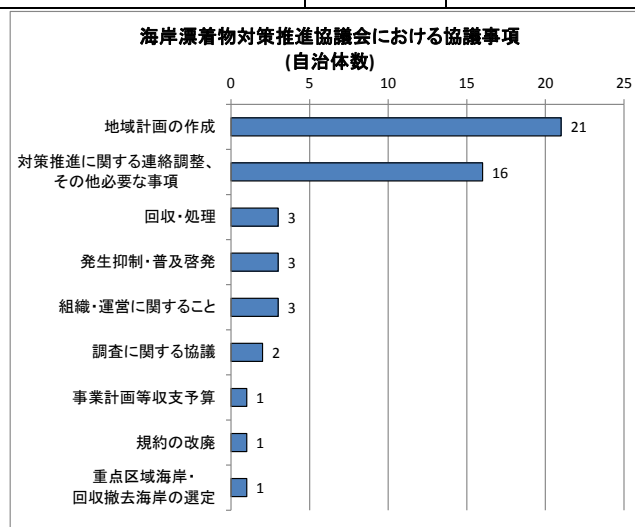


図2-4 海岸漂着物対策推進協議会における協議事項



### ⑤海岸漂着物対策推進協議会における委員の改選

海岸漂着物対策推進協議会において、組織時から平成24年11月末日までに委員の改選の有無について、表2-5、図2-5に示した。

委員の改選を行なった自治体は7県ある。(ただし、愛知県に関しては、会長職等の変更に伴うものであり、改選を行ったものではないとのこと。)

表2-5 海岸漂着物対策推進協議会における委員の改選の有無

委員改選	自治体数	自治体名
①有	7	山形県、富山県、愛知県、和歌山県、長崎県、大分県、沖縄県
②無	40	その他の都道府県

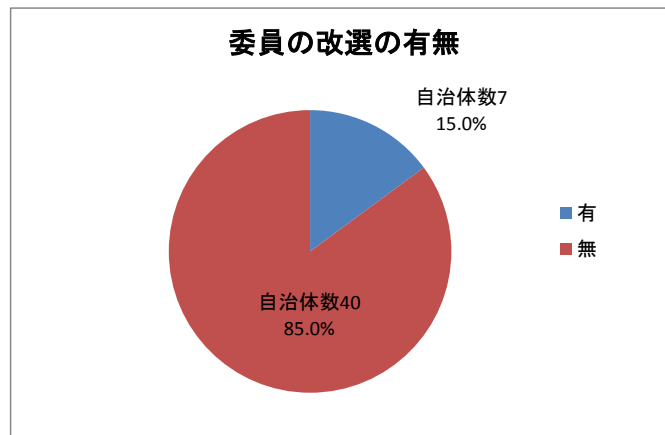


図2-5 海岸漂着物対策推進協議会における委員の改選の有無

### 3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（法第16条第1項）

海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況について、表3および図3に示した。

委嘱済みと回答した自治体は存在せず、9自治体が検討中と回答した。委嘱予定なしと回答した理由には、「委嘱の必要性や効果がみられない」との回答がめだった。

表3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況

委嘱状況	自治体数	自治体名
①委嘱済み	0	
②委嘱予定有	0	
③委嘱予定無	38	北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、石川県、富山県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、和歌山県、兵庫県、岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県
④検討中	9	秋田県、新潟県、愛知県、三重県、香川県、徳島県、高知県、鹿児島県、沖縄県
計	47	

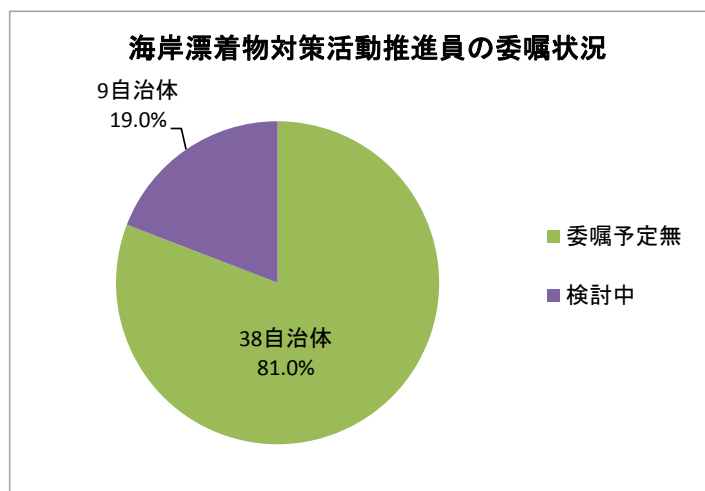


図3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況

#### 4 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（法第16条第2項）

海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況について確認をした結果、平成24年11月末日の時点で指定をした自治体はなかった。

#### 5 海岸漂着物発生状況及び原因に関する調査の実施状況（法第22条）

##### ①調査実施状況

海岸漂着物発生状況及び原因に関する調査の実施状況について表5-1に示し、その実施率を図5-1に示した。

全自治体の56%（26自治体）が調査を実施しており、海がない都道府県を除けば、全国的に広く実施されていた。

表5-1 海岸漂着物発生状況及び原因に関する調査の実施状況

実施状況	自治体数	自治体名
①実施している	26	北海道、岩手県、山形県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、新潟県、富山県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、沖縄県
②実施予定有り	0	
③実施予定無し	17	青森県、宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、山梨県、長野県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、奈良県、兵庫県、広島県、徳島県、佐賀県、鹿児島県
④検討中	3	秋田県、茨城県、福岡県

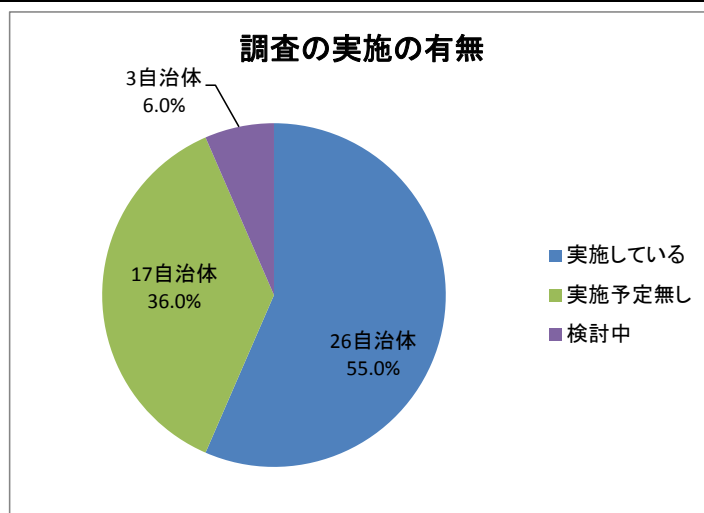


図5-1 海岸漂着物発生状況及び原因に関する調査の実施状況

## ②調査内容

「海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査を実施している」と回答した26の自治体の主な調査内容を表5-2、図5-2に示す。

表 5-2 主な調査内容（26 自治体対象、複数回答）

調査内容	自治体数	自治体名
海岸漂着物の等の発生量、種類等の調査	26	北海道、岩手県、山形県、千葉県、神奈川県、東京都、新潟県、富山県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、和歌山県、島根県、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県
発生源等の究明調査	8	北海道、岩手県、新潟県、富山県、和歌山県、愛媛県、高知県、沖縄県
地理的状況（海岸特性等）	5	神奈川県、新潟県、香川県、長崎県、沖縄県
河川ごみの状況調査	4	神奈川県、新潟県、愛知県、和歌山県

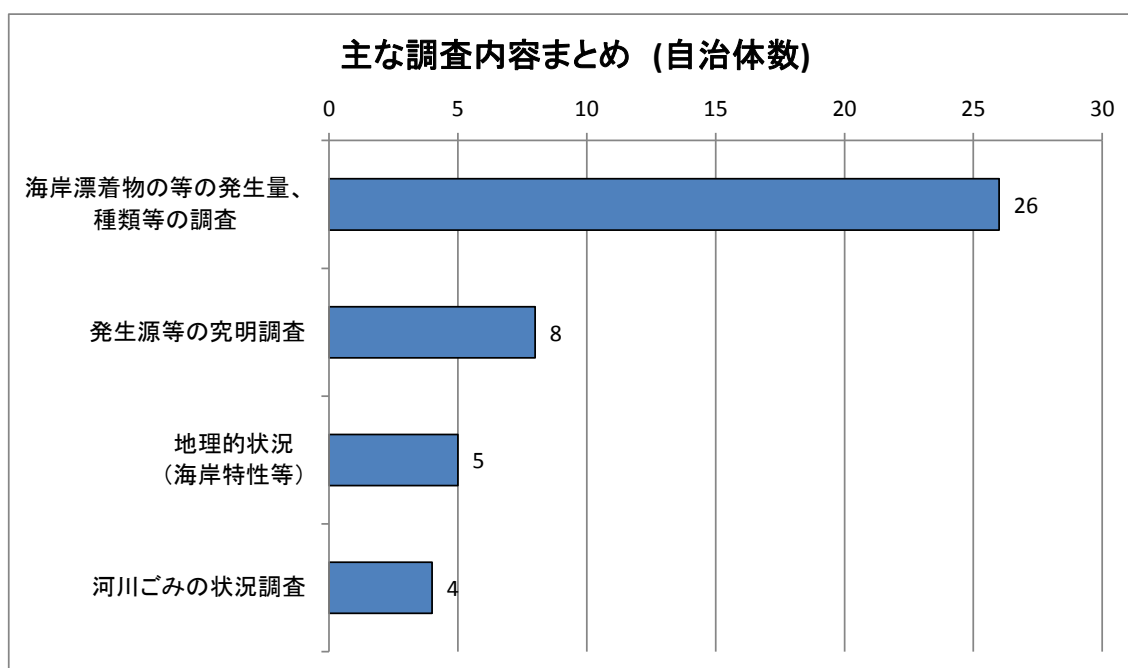


図 5-2 主な調査内容（26 自治体対象、複数回答）

### ③活用方法

「海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査を実施している」と回答した26の自治体の主な調査結果の活用方法を表5-3、図5-3に示す。

表 5-3 主な活用方法 (26 自治体対象、複数回答)

活用方法	自治体数	自治体名
地域計画	20	北海道、岩手県、山形県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、和歌山県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
発生抑制対策	11	北海道、山形県、神奈川県、新潟県、富山県、三重県、和歌山県、岡山県、香川県、高知県、沖縄県
重点区域・調査区域の選定	5	北海道、千葉県、東京都、京都府、大分県
回収・処理方法	3	北海道、高知県、長崎県

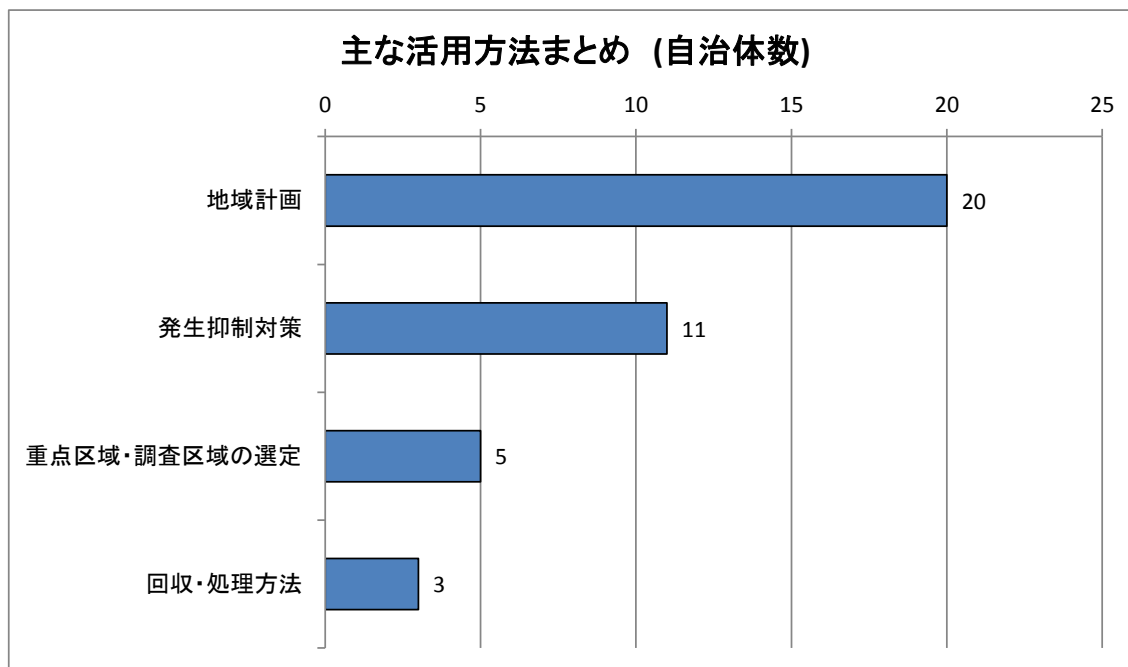


図 5-3 主な活用方法 (26 自治体対象、複数回答)

## 6 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第23条）

各自治体が取り組むごみ等を捨てる行為の防止措置の主な内容について表6-1～表6-3、図6-1～図6-3に示した。

表6-1 防止措置の主な内容(GND)

事例（GND）	件数
防止計画の制定	4
看板・標識等の設置	2
条例の制定	1
啓発資材の作成	1
監視員の増員	1
監視等事業	1

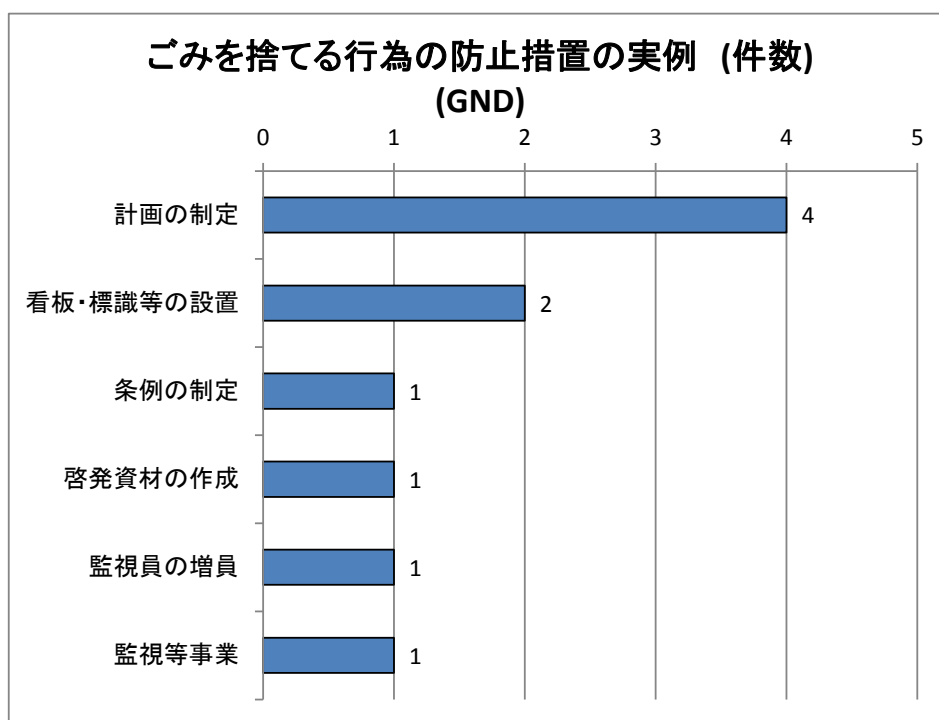


図6-1 防止措置の主な内容(GND)

表6-2 防止措置の主な内容 (H24(表記無)およびH24新)

実例 (H24(表記無)および H24 新)	件数
パトロール等監視活動	18
看板等の設置	8
キャンペーン・啓発活動等	7
清掃活動	3
ポスター・のぼり等	3
監視カメラ・の設置	2
HP・公告詩	2
会議の開催	2
市町村への支援事業・費用の補助	2
強化月間の指定	1
防止柵の設置	1
専用電話の整備	1
立入検査	1
HP・公告詩	1

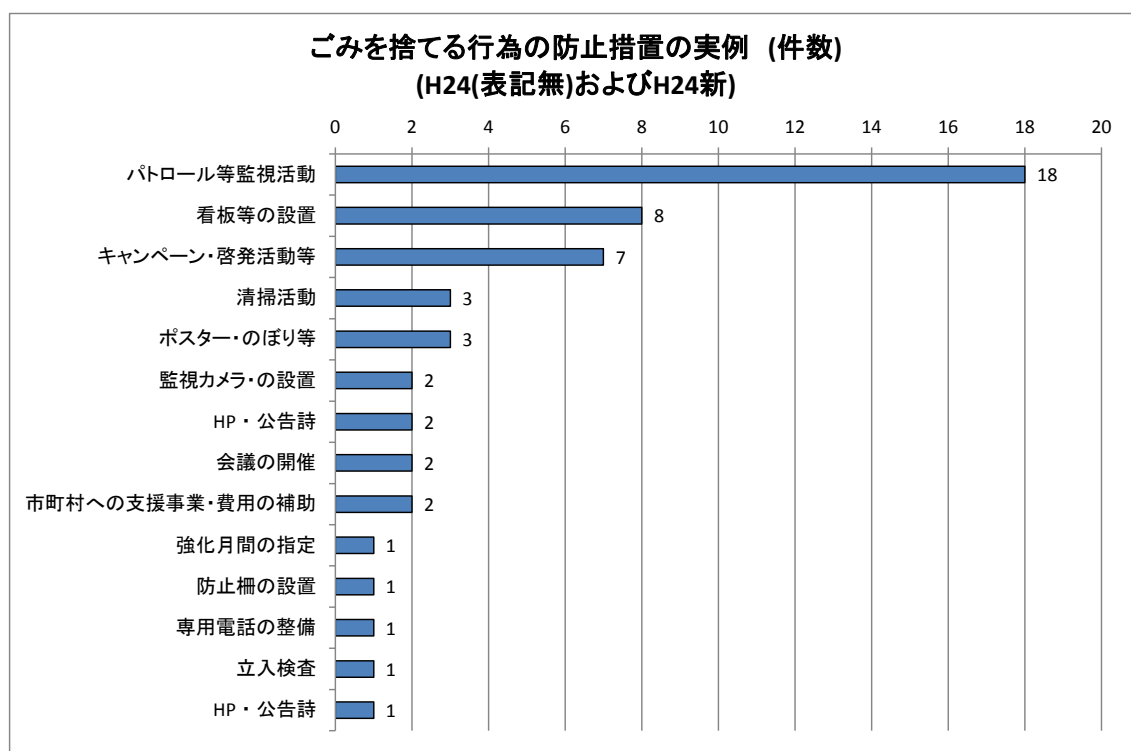


図 6-2 防止措置の主な内容 (H24(表記無)および H24 新)

表 6-3 防止措置の主な内容(分類無)

実例 (分類無)	件数
パトロール・監視活動	5
条例の制定	4
看板・標識等	3
啓発活動	1
廃棄物の発生抑制措置	1
車止めの設置	1
広告	1
撤去事業	1

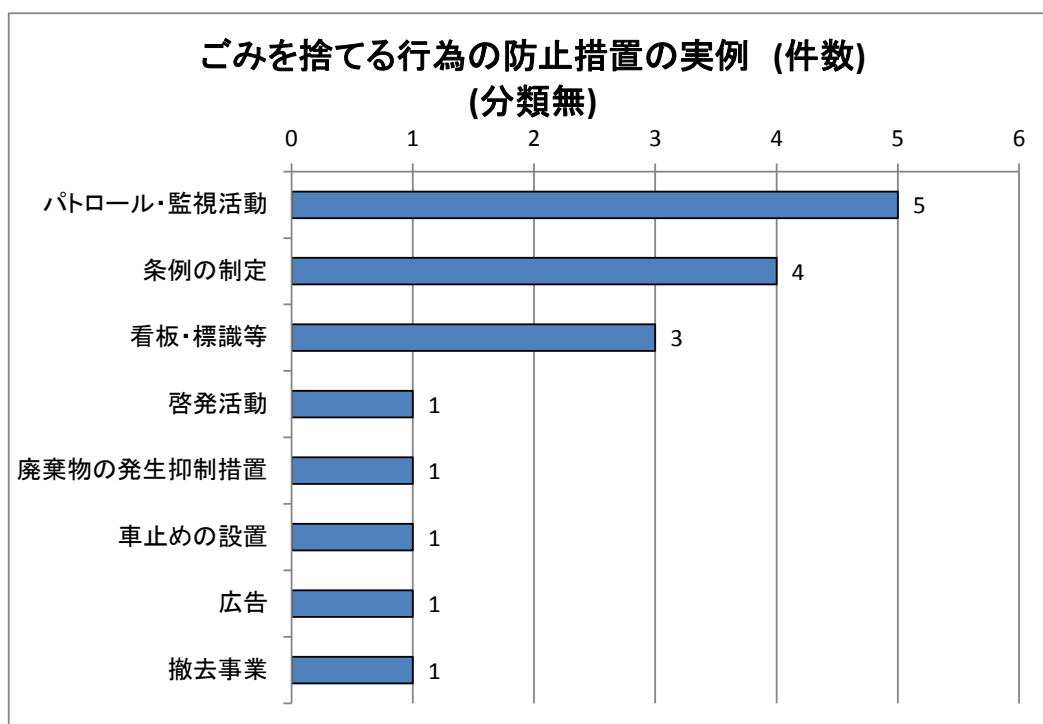


図 6-3 防止措置の主な内容(分類無)



## 7 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第26条、第27条）

環境教育の推進、普及啓発の主な実例について表7-1～表7-3、図7-1～図7-3に示した。

表7-1 環境教育・普及啓発の実例 (GND)

実例 (GND)	件数
清掃活動・クリーンアップ活動	7
パンフレットの作成・啓発資材の配布等	7
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等、啓発活動	4
新聞・TV・HP等のマスメディアによる啓発活動	2
学校・企業における教育の実施	3
標語・ポスター図案の募集・表彰・展示	1

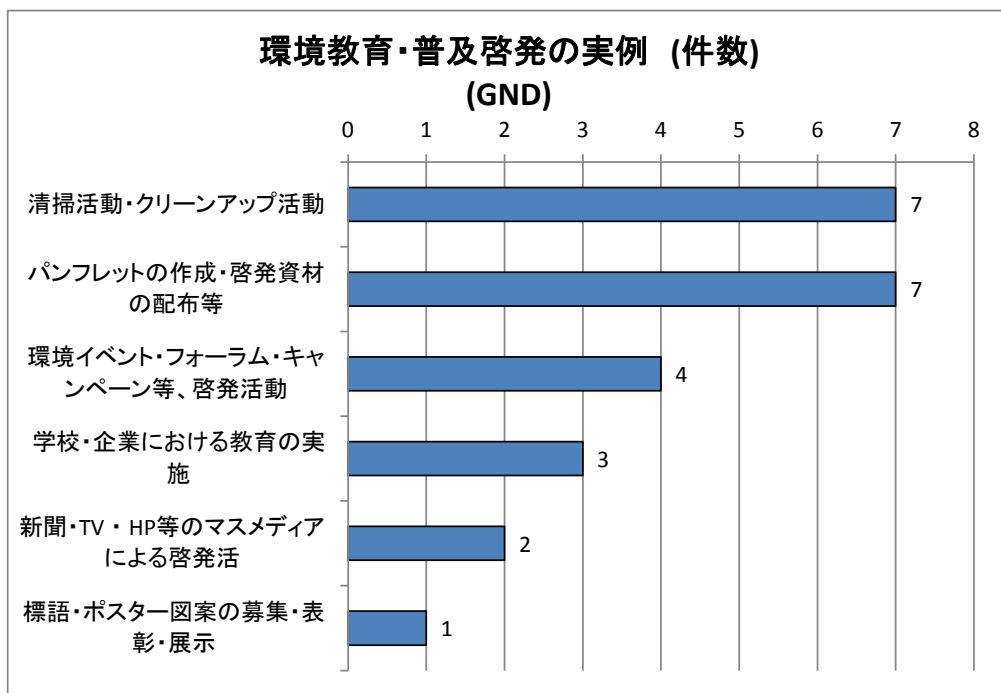


図7-1 環境教育・普及啓発の実例 (GND)

表 7-2 環境教育・普及啓発の実例 (H24(表記無)およびH24 新)

実例 (H24(表記無)およびH24 新)	件数
清掃活動・クリーンアップ活動	10
パンフレットの作成・啓発資材の配布等	9
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等、啓発活動	8
新聞・TV・HP等のマスメディアによる啓発活動	8
標語・ポスター図案の募集・表彰・展示	5
学校・企業における教育の実施	4
漂着物調査	1

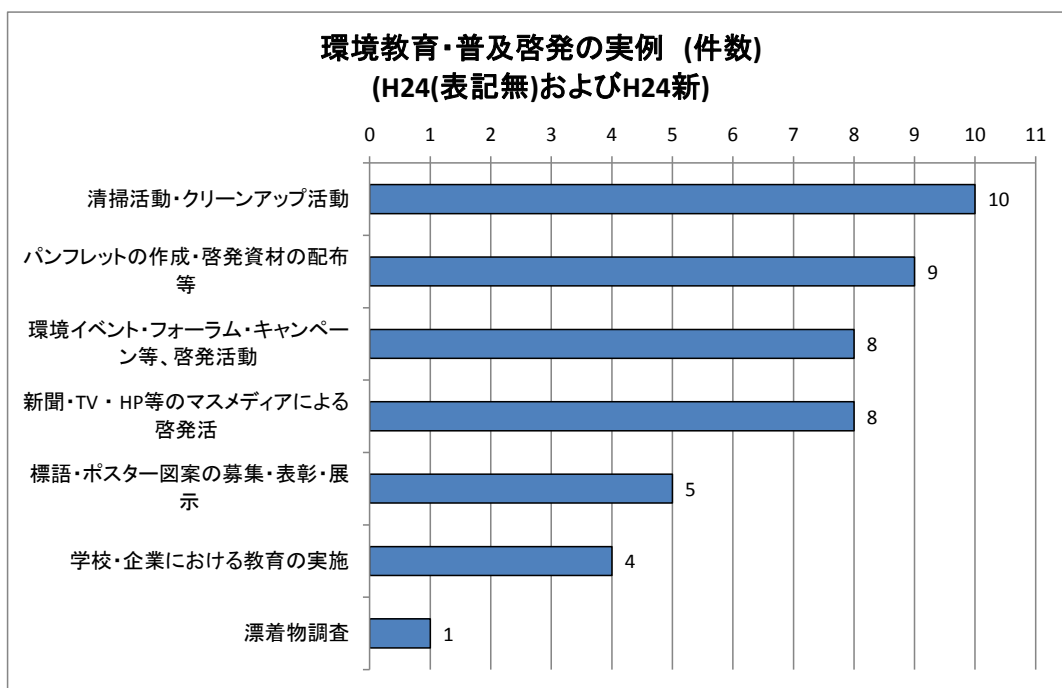


図 7-2 環境教育・普及啓発の実例 (H24(表記無)およびH24 新)

表 7-3 環境教育・普及啓発の実例(分類無)

実例 (分類無)	件数
学校・企業における教育の実施	2
清掃活動・クリーンアップ活動	1
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等、啓発活動	1
新聞・TV・HP等のマスメディアによる啓発活動	1
標語・ポスター図案の募集・表彰・展示	1

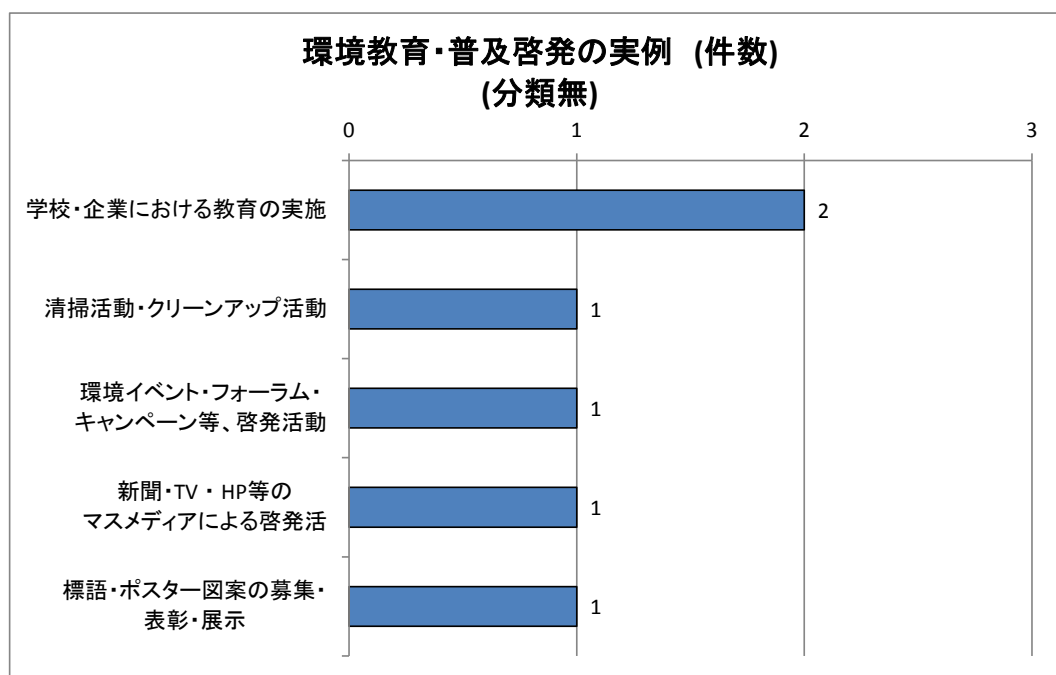


図 7-3 環境教育・普及啓発の実例(分類無)

8 民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための配慮の実例（法第 25 条第 1 項及び第 2 項）

①連携・活動に対する支援の実例

民間団体との連携・活動に体する支援の実例について表8-1-1～表8-1-3、図8-1-1～図8-1-3に示した。

表8-1-1 連携・活動に対する支援の実例(GND)

実例 (GND)	件数
ボランティア活動との連携、支援	6
海岸清掃活動に必要な資材の提供	1
市町村への補助	1
その他団体への支援	1

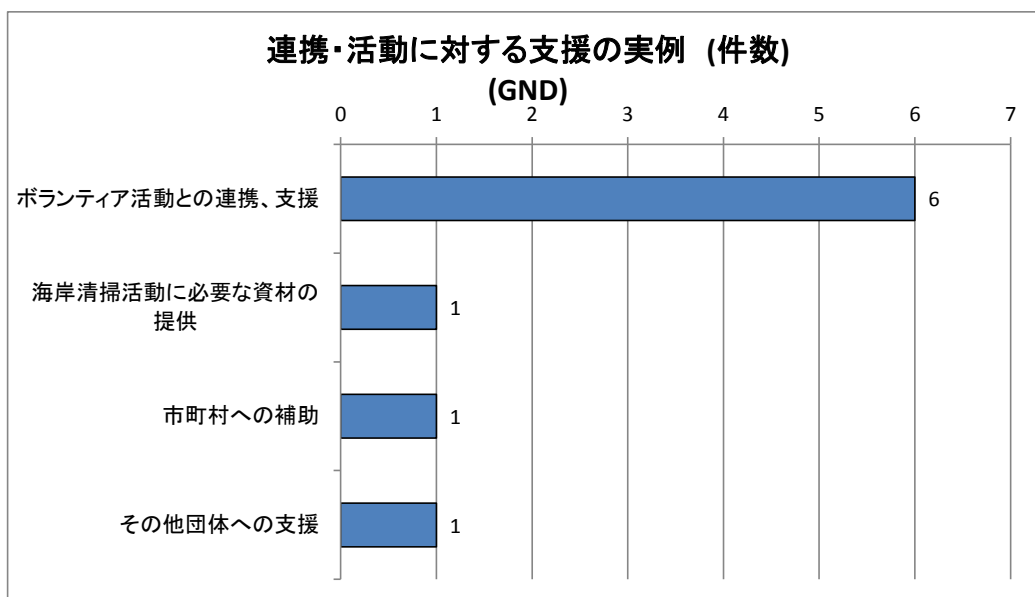


図8-1-1 連携・活動に対する支援の実例(GND)

表 8-1-2 連携・活動に対する支援の実例 (H24(表記無)およびH24 新)

実例 (H24(表記無)およびH24 新)	件数
ボランティア活動との連携、支援	10
その他各種活動の推進	4
報奨金制度の策定	2
協議会やセミナーの開催	2
海辺の漂着物調査	1

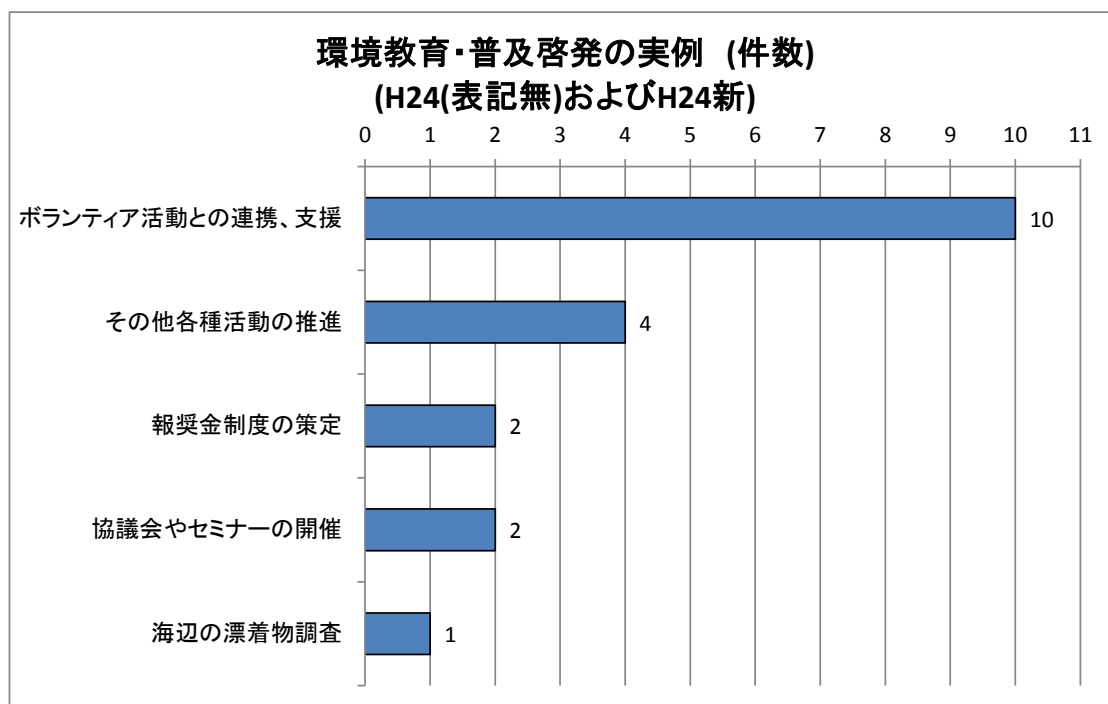


表 8-2-1 連携・活動に対する支援の実例 (H24(表記無)およびH24 新)

表 8-1-3 連携・活動に対する支援の実例 (H24(表記無)およびH24 新)

実例 (分類無)	件数
団体の活動を支援	2
海岸清掃活動に必要な資材の支援	1
助金制度による活動の支援	1
NPO 法人の海岸清掃活動に係る後援名義の承認	1

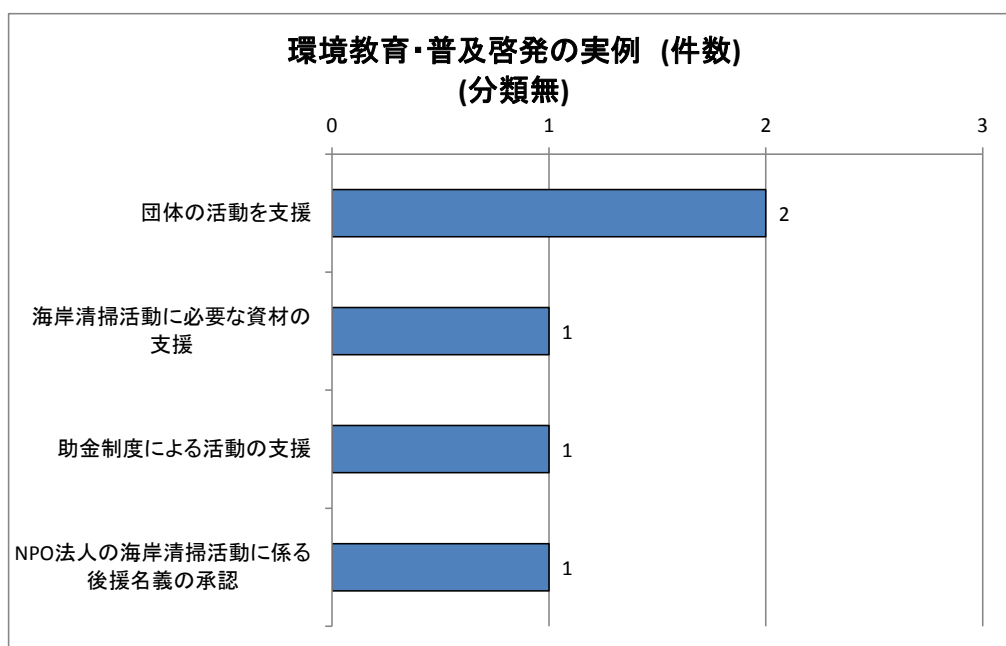


図 8-1-3 連携・活動に対する支援の実例 (H24(表記無)およびH24 新)

## ②安全配慮の実例

安全配慮の実例について、表8-2、図8-2に示した。

ボランティア活動保険支援に加入している自治体が12と最も多かった。

表8-2 安全配慮の実例

安全配慮の実例	自治体名	自治体数
ボランティア活動保険支援（報奨金）	山形県、富山県、愛知県、滋賀県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県	12
海岸漂着物等の取扱い等に関する指導	宮城県、千葉県、長崎県、沖縄県	4
協議会・活動団体の安全活動を活用支援	青森県、神奈川県、福井県	3
HPによる注意喚起	山口県	1
安全に必要な資材の提供	高知県	1

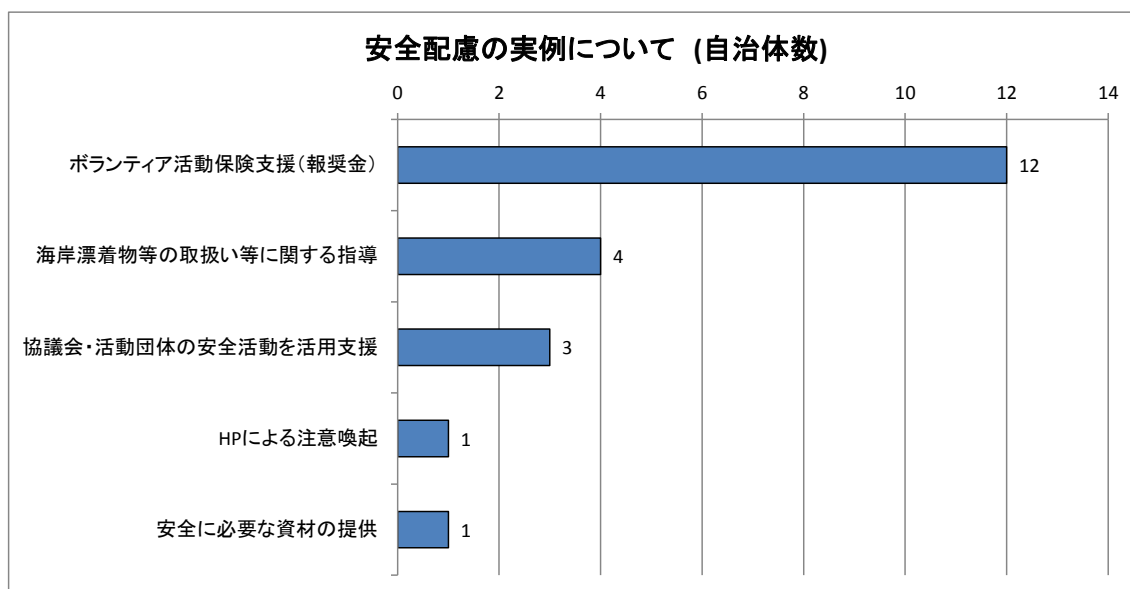


図8-2 安全配慮の実例

③連携している、又は連携が想定される民間団体等

連携している、又は連携が想定される民間団体等について表8-3、図8-3に示した。

表 8-3 連携している、又は連携が想定される民間団体等

連携している、又は連携が想定される民間団体	件数
NPO 団体	18
漁業協同組合	12
企業等	8
町内会・自治会	4
ボランティア団体	3
商店街	1
建設業協会	1
その他団体	21

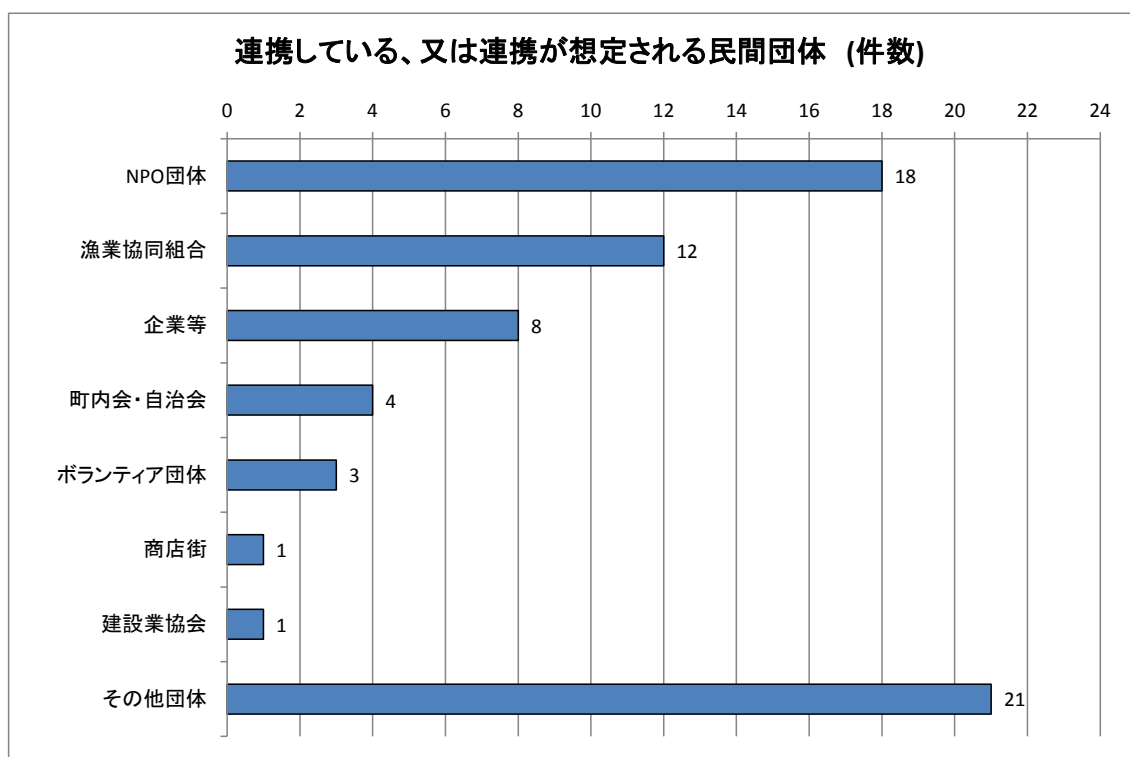


図 8 - 3 連携している、又は連携が想定される民間団体等



## 9 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明（法第28条）

### ①実施状況

海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生原因の究明等の実施状況について表9-1、図9-1に示した。

表9-1 海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生原因の究明等の実施状況

実施状況	自治体名	自治体数
①行なっている	北海道、青森県、神奈川県、新潟県、愛知県、大阪府、山口県、香川県、徳島県、大分県、沖縄県	11
②行っていない	その他の都道府県	36

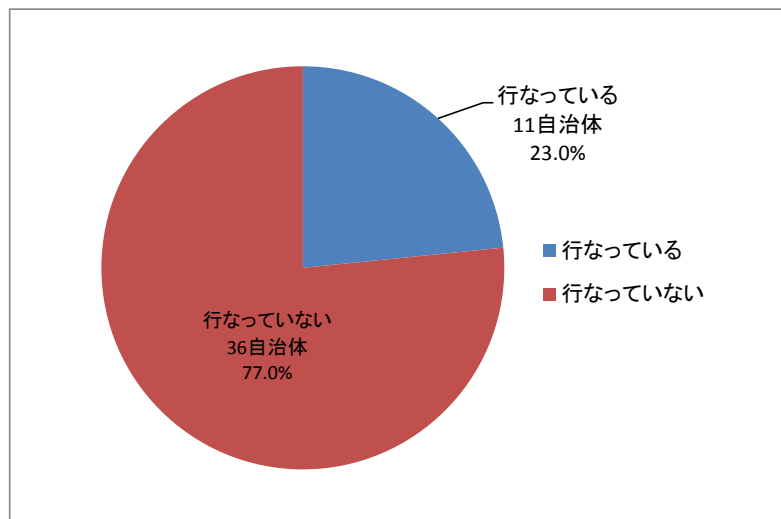


図9-1 海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生原因の究明等の実施状況

## ②成果の概要

海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生原因の究明等の実施している自治体の成果の概要について表9-2に示した。

表9-2 自治体の成果の概要

	成果の概要
北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道における海岸漂着物の約8割は、流木であることからその発生や処理の対策が検討された。</li> <li>・海岸流木の発生源である河川上流からの流木の発生メカニズムを明らかにし、それに基づいて河口への流木の到達量を予測した。</li> <li>・流木の処理方策を検討し、リサイクルシステムの提案を行った。</li> </ul>
青森	平成22年6月、11月に青森県内海岸全域において、ゴミ漂着状況調査（枠取調査＋写真撮影による推計）を行い、調査結果をもとに、地域計画の重点区域を決定した。
神奈川	次のような取組を行う（公財）かながわ海岸美化財団を支援している。 毎年度、清掃計画の策定等、財団事業の基礎的データを得るため、海岸ごみの収集量及び種類等について調査分析している。具体的には、海岸別、月別に処理された「ごみ」の収集量及び種類等を調査分析し、海岸ごみの状況を的確に把握している。
新潟	発生源推定を目的とした調査を実施
愛知	・法律第28条に関することについて回答すると、本件では、海岸漂着物等の効率的な処理および再生利用に関する技術開発、調査研究等の推進およびその成果の普及は実施していない。発生の原因については、経路調査として、河川におけるごみの状況調査を実施している。
大阪	大阪府海岸漂着物地域対策推進事業報告書（平成21～23年度） ・漂着特性、漂着起源などに取りまとめ
山口	海岸での効率的な回収方法（海岸からパケツリレー方式で収集車両への運搬等）
香川	海ごみは、陸上生活由来が多数であり、陸域から川を通じて海に流入。
徳島	「とくしま海岸漂着物対策取組方針」として取りまとめた。
沖縄	小型焼却炉を用いた効率的な処理方法、県内における再資源化の可能性調査等（平成24年実施中）

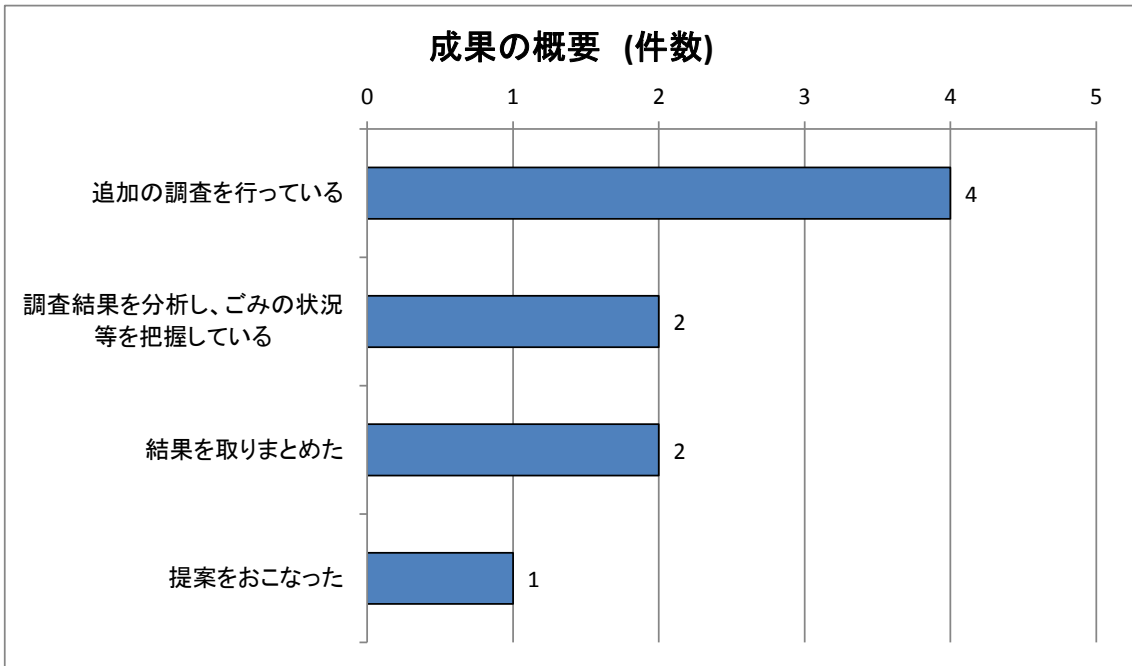


図 9-2 自治体の成果の概要

## 10 海岸漂着物対策事業に係る事業費（法第29条）

### ①事業費合計

海岸漂着物対策事業に係る事業費について、平成21年度から平成24年度における各年度の地域GND基金事業費、その他の国費による事業費及び県単独の事業費をそれぞれ表10-1、図10-1に示した。平成22年度以降、国費事業費および県単事業費よりもGND事業費の依存度が高いことが分かる。

表10-1 海岸漂着物対策事業に係る事業費合計額(経年変化)

全国合計額(千円)	GND事業費	国費事業費	県単事業費
平成21年度	226,243	74,967	30,9135
平成22年度	1514,140	58,239	47,7420
平成23年度	2993,123	439,773	538,561
平成24年度	675,698	387,452	537,155

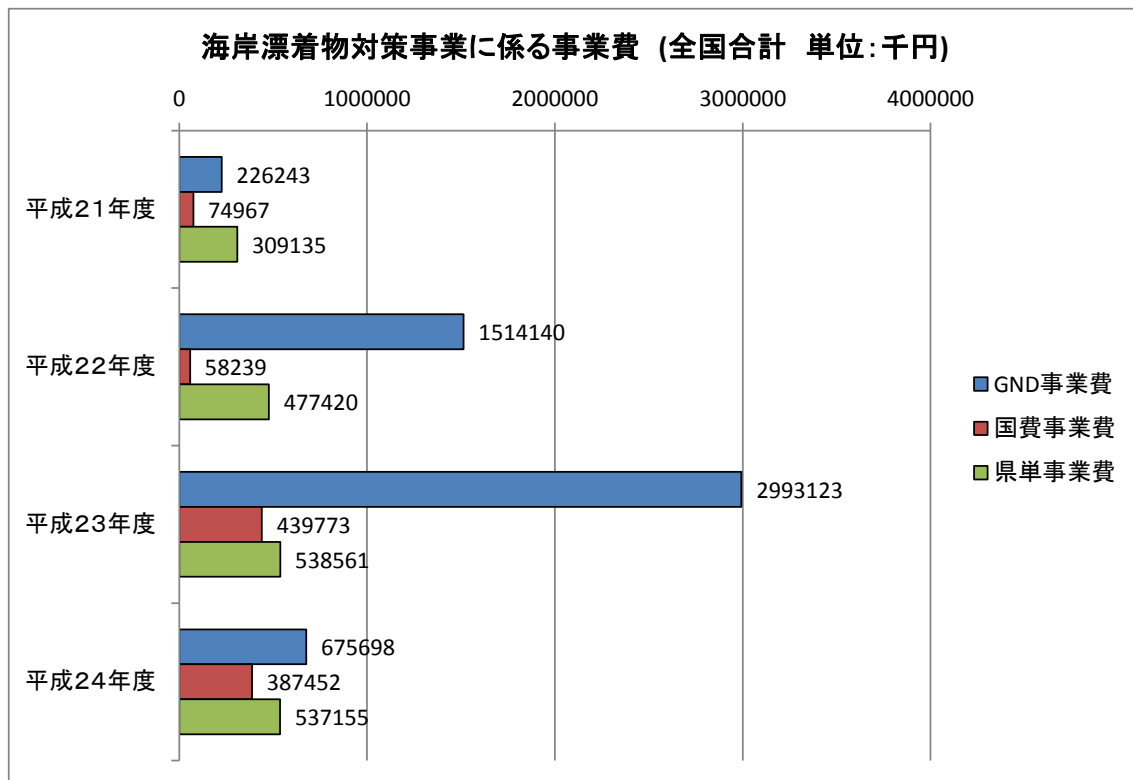


図10-1 海岸漂着物対策事業に係る事業費合計額(経年変化)

## ②独自に予算措置し実施している各施策及びその概要

各自治体が独自に予算措置し実施した、若しくは実施している海岸漂着物等対策に係る各施策及びその概要を表10-1に示した。

表10-1 独自に予算措置した各施策およびその概要

	各施策及びその概要
秋田	①重点区域海岸漂着物回収処理事業：重点区域海岸における漂着物の回収・処理を行う。 ②海岸漂着物対策推進協議会運営事業：秋田県海岸漂着物対策推進地域計画に沿った海岸漂着物対策の総合的かつ効果的な推進についての協議を行う。 ③海岸漂着物等発生抑制普及啓発事業：海岸漂着物の発生抑制に向けての啓発活動として、リーフレットの作成・配付・民間団体への回収イベント実施委託及び発生抑制に係るPR
宮城	清掃費（平成21～22年）、不法投棄物処理費（平成21～22年）、平成23, 24年は震災対応のため中止
福島	海岸管理者である土木部で、漂着ごみを含めた海岸美化のための予算措置をしている。
茨城	GND事業費、並びに国交省補助金である「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象にならない小規模な流木等について、県単独費により処理事業を行った。
千葉	海岸漂着物回収事業費
東京	（環境局）計画作成業務
神奈川	県と相模湾沿岸13市町との合意に基づき企業等の参画も得て、平成3年4月に（財）かながわ海岸美化財団を設立した。 財団は、計画的で一体的な清掃「管理主体」及び「総合的な海岸美化推進拠点」として、県及び関係13市町からの負担金（県単事業費を含む）による海岸清掃事業及びその事業を促進・支援するための美化啓発事業等を実施している。 さらに厚生労働省の緊急雇用創出事業の基金（国費事業）や環境省の「地域グリーンニューデール基金」（GND事業費）を活用して、主に海岸清掃事業などの海岸漂着物対策事業を実施している。
新潟	・4月異常風浪対策海岸緊急保全費 10,750千円（平成24年度） ・海岸漂着物地域対策推進事業費 149千円（平成24年度）
福井	海岸漂着物の回収・処理（県執行分および市町への補助金）

愛知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物対策推進協議会の開催（平成24年度分）</li> <li>・河川におけるごみ量調査（平成24年度分）</li> <li>・流木等処理負担金（市町村が実施した海岸漂着物の処理の1/2を県が負担）</li> <li>・海岸施設愛護団体報奨金（清掃ボランティアへの報償金）</li> <li>・港湾・漁港海岸施設愛護団体報償費（清掃ボランティアへの報償金）</li> <li>・海岸堤防維持管理事業（海岸清掃費用）</li> </ul>
和歌山	海岸漂着物等の回収・処理
大阪	毎年、漁港・河川・港湾清掃事業などを実施
三重	海岸・港湾における清掃委託費
岡山	海ごみ（主に海底ごみ）に関する普及啓発事業（NPO法人等に委託して実施）
広島	市町が実施する海浜等において発生した漂着ごみの撤去・処理，回収困難場所の作業委託等（住民等が参加する普及啓発活動に伴うものに限る）に対する補助事業（地域廃棄物対策支援事業）、県内の海浜の清掃・美化活動支援（せとうち海援隊）
鳥取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度：危険物保管バッグ購入</li> <li>・平成23年度：岸漂着物処理（台風12号による大量漂着対応）</li> </ul> <p>※一部国庫補助金充当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度：海岸漂着物処理</li> </ul>
島根	島根県海岸漂着ごみ等処理事業費支援交付金（沿岸市町村が、住民の参加・協力を得て計画的に海岸を清掃し、発生した漂着ごみ等を回収・処理した事業を対象。（交付率1/2））
香川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸清掃を実施する団体への支援（清掃用具の支給、保険の加入）</li> <li>・普及啓発のポスター作成</li> </ul>
愛媛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漂着流木等処理対策関連（平成21～24年度） （国庫補助事業の採択基準を適用できないもの）</li> <li>・愛ビーチ・サポーター関連（平成21～24年度）（ボランティア支援）</li> <li>・海岸漂着物対策推進普及啓発関連（平成24年度）</li> </ul>
高知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県海岸愛護団体支援事業（海岸愛護団体）</li> <li>・高知県海岸緊急清掃事業（ビーチボランティア）</li> </ul>
佐賀	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施）

長崎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GND基金の対象となっていない海岸における漂流・漂着ごみの回収・運搬・処分にかかる事業（平成21年度）</li> <li>・自然災害を起因とした漂流・漂着ごみの回収、運搬、処分にかかる事業（国等の災害等補助金の交付対象となる場合を除く。（平成21, 24年度）</li> <li>・県下全域を対象区域とする。（地域計画で指定された重点区域は除く。）（平成21年度）、事業対象者は市町とする。（平成21, 24年度）</li> </ul>
大分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分県市町村不法投棄防止対策等支援事業（市町村が行った不法投棄防止対策等事業費を補助するもの）</li> <li>・森と海をつなぐ環境保全推進事業（自治会・NPO等が行った海岸清掃ボランティアに係る費用を補助するもの）</li> <li>・大分県流木等被害対策緊急防除事業（漁港・港湾などに流入し、漁業等の妨げになる流木等を緊急的・自主的に撤去した際に要した費用を補助するもの）</li> </ul>
宮崎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の維持管理経費から漂着物処理を実施</li> <li>・海岸清掃を行う団体に軍手等の資材を提供、あわせて事前に届出を行ったボランティアについて保険に加入</li> </ul>
沖縄	海岸愛護月間を中心に海岸清掃活動を実施する。県が市町村と委託契約を締結し、海浜地の清掃等に要する経費や海浜条例の運用に伴う経費として使用

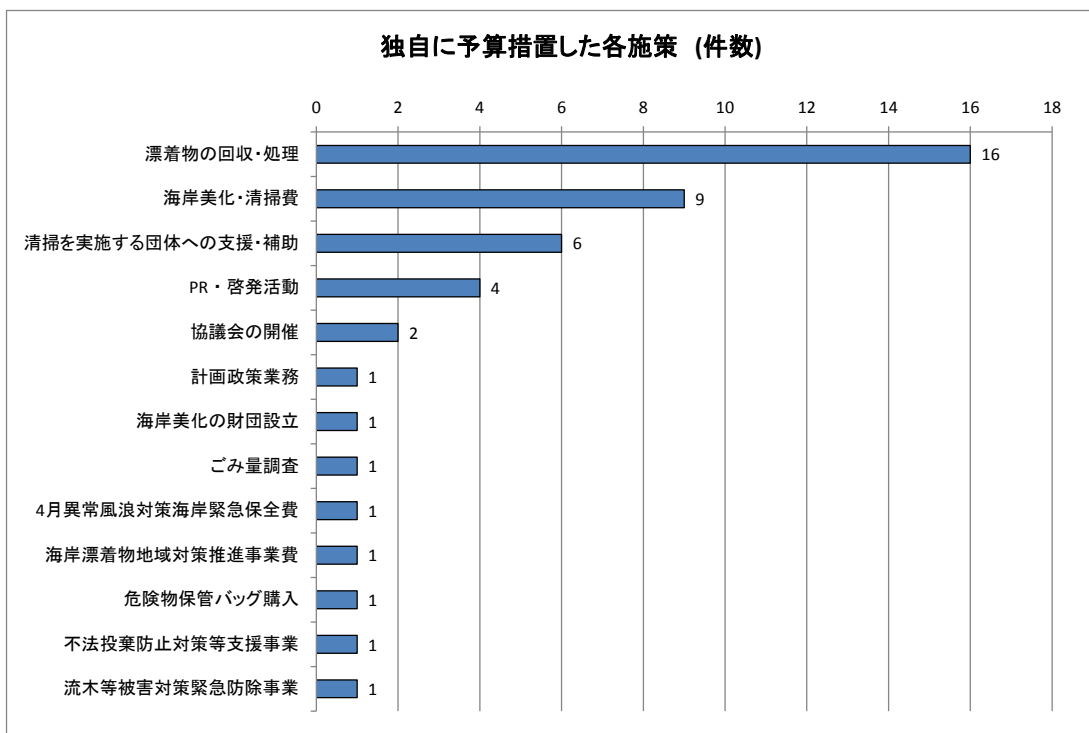


図 10-2 独自に予算措置した各施策

## 11 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題

各都道府県から自由回答で得られた海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題についてとりまとめた。

### ①法施行のメリット・デメリット

現行の海岸漂着物処理推進法が3年施行されたことで、現段階での同法施行のメリット、デメリット及び改善が必要な点として得られた意見を表11-1に示した。

表 11-1 法施行のメリット・デメリット

メリット	多数意見	海岸漂着物の処理に関し、責任の所在・役割が明らかになった。
		海岸漂着物の回収・処理対策に要する費用について、政府の財政措置が明確にされている。
		海岸のごみ処理のほか、ごみの削減に向けた啓発等にも新たな予算措置を行う道筋が開けた。
	少数意見	民間団体と協働した、住民に対する啓発活動などの海岸漂着物そのものの減量化を図る取組の実施が可能となった。
		協議会設置により、関係者が話し合う場を作成ができた。
デメリット・問題点	発生抑制対策	海岸漂着物の発生原因特定が困難、発生抑制効果が表れてこないことが、デメリットであると考えられる。
	財政措置	GND 基金終了後、国の財政支援が十分なされていない。
		事業実施が地方自治体任せとなっており、国の機関からの協力が得にくい。
	連携体制	市町村と海岸管理者との責任の所在があいまいで混乱を生じている
		海岸漂着物処理推進法の運用に当たっては、環境省、国土交通省及び農林水産省の3省がより連携を図る必要があるのではないかと。
		特に海岸管理を所管する国土交通省及び農林水産省の関わり方がよく判らない。
	漂着物以外ゴミ対応	漂流中に対応すれば容易に回収できるケースがあるので、漂着するだろう漂流物対応（実施者・費用）を追加されたい。
その他	震災対応により十分な活用ができず、評価することはできません。	
	法の趣旨に則り、地域計画を策定した自治体では、これまで以上に自治体の財政的負担・人的負担の増大が懸念される。	



改善点	財政措置	GND 基金事業終了後、円滑に海岸漂着物対策が行われるよう整理するとともに対策等に必要な恒久的な財源確保を希望する。
		漂着物の未然防止及び処理等に要する経費について、速やかに恒常的かつ必要な財政措置を行って欲しい。
	市町村の役割義務	地元市町村の一定の役割分担・責務をより具体的かつ明確に示してほしい。
	その他	美しい海岸の保全に向け、法に定める漂着物のみならず、漂流・浮遊・堆積物なども含む総合的な対策が必要である。

## ②課題、提案及び要望（財政以外）

海岸漂着物処理推進法の施行の有無にかかわらず、各都道府県において、海岸漂着物対策の推進にあたり意見が得られた課題、提案及び要望等についてまとめたものを表11-2に示した。

表 11-2 課題、提案および要望（財政以外）

発生抑制、啓蒙及び情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漂着物問題において全都道府県が共通意識を持ち、対策推進する事(山形)</li> <li>・海岸漂着物対策を海岸清掃だけの事後的対策と捉えるのではなく、ごみの発生抑制をも含めた総合的な取組としていくため、沿岸部だけではなく内陸部の住民も含めて情報提供や啓発を推進することが必要。</li> </ul>
仕組み・連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対岸諸国からの漂着の未然防止など、国際的な協力体制による取組みを進めていただきたい。</li> <li>・海岸管理者等、府、市町、府民、地域団体等の役割分担と連携の下に、海岸特性に応じた持続的な海岸漂着物等を処理する仕組みづくりが必要。</li> </ul>
漂着物以外のゴミ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物等だけではなく、漂流ゴミ・海底堆積ゴミについても、景観や環境保全はもとより、これらの回収・処理は重要な課題である。</li> <li>・海上保安庁により拾得した漂流物は、水難救護法に基づき最初に到着した市町村へ引き渡され、港湾をもつ市町村に過度の負担が生じている。</li> </ul>
法・施行状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こうした発生源が不明な海岸漂着物の処理主体や費用の負担については、任意関係機関の連携・役割分担による処理や発生抑制対策だけでは限界があり、法制度で明確にしていきたい。</li> <li>・海岸漂着物処理推進法に関する施行状況調査が都道府県向けに実施されている、この法律では、国の責務も多く定められております。海岸漂着物に関する施策の参考として、国の法律施行状況についても情報提供が欲しい。(法第 8, 9, 13, 17, 19, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31 条)</li> </ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸管理者が自らの責務としてどこまで対策を講じるべきなのか、海岸法などの既存の法律の理念との整合を図った上で示してほしい。</li> <li>・法に基づき、海岸管理者が海岸漂着物の処理を積極的に取り組むように、環境省から国交省や農林水産省に働きかけていただきたい。</li> <li>・海岸保全施設のない民地海岸(個人所有地)において漂着ごみ対策の要望箇所があり、対応に苦慮する事例がある。(民地海岸における海岸管理者の対応)</li> <li>・漂流中に対応すれば容易に回収できる物でも、漂着場所によっては回収困難になることもあるので、漂着が予想される漂流物は、海上保安庁が直近の港等へ曳航するなどの対応をしてもらいたい。</li> <li>・漂着ごみ処理については、一般廃棄物行政を行う関係市町の処理施設で処分するが、処理施設能力が低く、受入困難な市町が多く苦慮している。</li> <li>・流木の野外焼却の可否、方法に関する整理。(国立環境研究所が H23. 4. 12 付けで発表した東日本大震災に際しての提言で、非常に限定した場合においてのみ野外焼却を行うべきとしている。)</li> </ul>
-----	--

### ③財政支援に関する要望

海岸漂着物対策に関する国による財政支援に関する要望についてまとめたものを、表 11-3 に示した。

表 11-3 財政支援に関する要望

対象地域の限定解除・制度の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の海岸漂着物対策に関する要望が多いことから、地域の実情に応じた漂着物対策として地域負担が生じることなく必要な財源の確保をお願いしたい。</li> <li>・平成 25 年度開始予定の離島対象の補助金について、必要にして十分な予算確保、申請等の事務処理軽減、市町村も使用できる仕組の検討をお願いしたい。</li> <li>・海岸漂着物は海岸保全区域とそれ以外の区別なく漂着するもかかわらず、海岸保全区域内外で異なる補助制度が適用されること。</li> <li>・地元自治体負担について、特別交付税措置による負担軽減を図ること。</li> <li>・災害等廃棄物処理事業費補助金は市町が事業主体であるが、一般公共海岸の管理者は県であることから、補助対象要件を改善してほしい。</li> </ul>
-----------------	--

GND 基金の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ GND 事業費のような短期的な支援ではなく、恒常的な処理対策が可能な支援をお願いしたい。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ GND 基金に代わる財政措置については、国交省及び農林水産省において海岸管理者への補助制度とすべきである。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域 GND 基金のように使用しやすい、相当額の予算を確保した新たな支援制度を創設していただきたい。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域 GND 基金（補助率 10/10）の継続</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ GND 基金事業に引続き海岸漂着物対策を推進するため、省庁にとらわれず財政措置を行い、海岸漂着物処理推進法第 29 条の義務履行をお願いしたい。</li> </ul>
連携・制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機動的かつ柔軟な執行が可能な制度設計とすること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境省のみでなく、他省庁と連携し、国としての対応を望む</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績を考慮し十分な額を措置すること</li> </ul>

# 地域 GND 基金執行狀況調査

## 地域 GND 基金執行状況調査 目次

- 1 地域 GND 基金の使途
- 2 地域 GND 基金実施にあたってのメリット・デメリット・改善点
- 3 海岸漂着物の回収処理量(t)とその内訳
- 4 海岸漂着物等を回収処理した理由・回収処理の主体・及び連携している民間団体
- 5 地域 GND 基金事業による雇用創出効果についての把握状況
- 6 地域 GND 基金を平成 24 年度に延長した都道府県の事業内容

## 1 地域 GND 基金の使途

海岸漂着物対策における平成21～23年度の地域GND基金の使途について、GND基金事業費合計を表1に、平成21～23年度の事業内訳を図1に示した。

GND基金の合計額の大半が回収・処理にあてられていることがわかる。

表1 平成21～23年度 GND 基金事業費合計

	(千円)	北・東北計	関東計	中部計	関西計	中・四計	九州計	全国計
地域計画の策定	千円	61,030	62,640	24,110	21,550	80,430	212,173	461,933
海岸漂着物等の回収処理	千円	923,340	128,680	496,204	315,095	963,660	1,857,158	4,684,137
海岸漂着物等の発生抑制対策	千円	88,550	9,930	61,227	380	252,140	4,535	416,762
切り分け困難	千円	9,970	0	93,740	101,465	0	115,020	320,195
	計	1,082,890	201,250	675,281	438,490	1,296,230	2,188,886	5,883,027

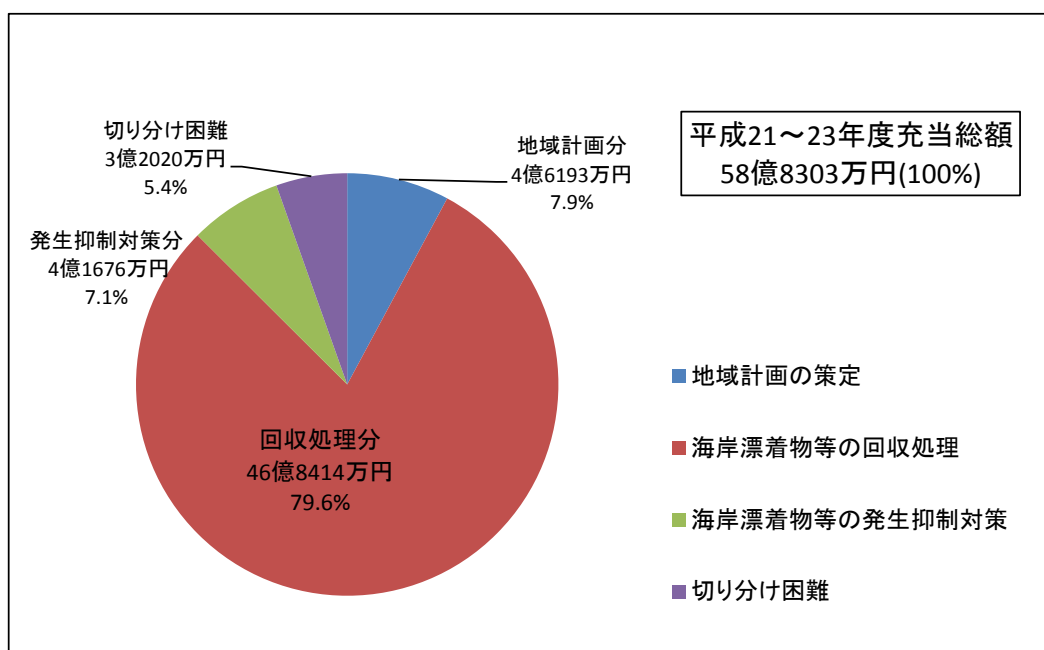


図1 平成21～23年度執行額の事業内訳

## 2 地域 GND 基金実施にあたってのメリット・デメリット・改善点

各都道府県から自由回答で得られた地域GND基金事業実施にあたってのメリット、デメリット及び改善が必要な点についてとりまとめたものを表2に示した。

表2 地域GND基金事業実施にあたってのメリット、デメリット

メ リ ツ ト	<u>実施効果</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域 GND 基金事業の実施により、重点区域の海岸漂着物の回収・処理が格段に進んだ。</li> <li>・離島振興地域等の対象地域の回収、運搬、処理以外にも、発生抑制対策、環境教育及び普及啓発事業に幅広く活用できた。</li> <li>・3カ年の基金事業であったため、長いスパンで処理計画が立てられた。</li> <li>・県単予算では実施が難しい現況把握調査、全県的な回収・処理等の漂着物対策を総合的に実施することが出来た。</li> </ul>
	<u>適用性・自由度</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助制度のように事業内容や金額に縛られず、基金枠内で比較的柔軟に事業の変更に対応でき、複数年（3年間）のスパンで事業を実施できること。</li> <li>・同一事業内での事業箇所への配当及び箇所間流用が県に一任されている。</li> <li>・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業のように規模要件がない点。</li> </ul>
	<u>補助率</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域 GND 基金は補助率 100%であったため、基金を有効に活用し、回収・処理事業や普及啓発事業等を実施することができた。</li> </ul>

デ メ リ ツ ト	<u>時限的</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物は毎年漂着するにも関わらず、期間が3年間（4年間）に限られていたこと。</li> <li>・【地域GND基金事業の期限切後の財政措置について】同法第二十九条では、政府は財政上の措置を講じなければならないとあるが、平成24年度は財政措置がなされていない（震災の影響により、地域GND基金を延長した場合を除く）。</li> </ul>
	<u>予算の流用 および適用範囲</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業間での予算流用が限定されること。（温暖化対策事業と廃棄物対策事業との相互流用ができない）</li> <li>・GND基金は、県が自ら若しくは市町への補助による事業に限定されており、民間団体や市町が直接GND基金を執行することができない。</li> <li>・海岸漂着物の回収については地元民間団体等のボランティアによる実施が多く、これらが回収したものは一般廃棄物に該当し市町の処理の負担が大きい。</li> </ul>
	<u>その他</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【地域GND基金事業の対象範囲について】漂流ごみ、海底堆積ごみの回収・処理については、地域GND基金事業の対象外であったことから、基金を活用した回収・処理が実施できなかった。</li> <li>・二酸化炭素削減、雇用創出で効果を測られる点（GND基金の目的が漂着物処理対策にはなじまない。）</li> </ul>



改善点	補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域グリーンニューディール基金事業は、補助対象者が都道府県又は市町村とされており、一部事務組合が港湾管理者となる海岸等においては、基金を活用した回収・処理事業ができないことから、全ての海岸管理者が行う対策について基金を活用できるよう制度を見直す必要がある。</li> <li>・漂流ごみや海底堆積ごみはいずれ海岸漂着物等になる可能性があり、環境保全の観点等から回収・処理事業の対象は海岸漂着物等に限定すべきでない。(海域全てを対象にできずとも、重点区域から〇km以内の海域は回収処理可能とする等の条件設定し、海岸管理者等の回収処理を可能としてほしい。)</li> <li>・平成25年度環境省概算要求では「(新)海岸漂着物処理事業費補助金」が盛り込まれているが、補助対象事業の範囲を離島振興地域に限定するなど、法で定められた財政措置として不十分である。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物事業については、国交省及び農林水産省が関与すべきではないか思う。(本来海岸管理者がすべき)</li> <li>・地域計画において重点区域に設定した又は設定予定の海岸以外であっても、必要に応じ基金事業の対象とできるような柔軟な制度が必要と考えられる。</li> </ul>
要望・その他	継続した財政支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的な対策が必要な漂着物対策には、時限的な基金ではなく恒久的な財政支援が必要。</li> <li>・海底堆積ごみ・漂流ごみの回収・処理については、国や地方自治体等の役割分担を明確にした上、効果的な対策を講じるとともに、地元自治体等に対する継続的な財政支援など総合的な制度を確立すること。</li> </ul>

<p><u>基金の運用・適用範囲</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県では、平成3年4月から県と相模湾沿岸13市町との折半の負担金により、財団が海岸清掃等を実施していることから、財政上の措置は、このような地域の実態に即した事業内容や対象経費を制度化すること。</li> <li>・台風等の災害時での緊急性を要する状況に対し即時対応が可能となる基金の運用等の支援を求める。</li> <li>・グリーンニューディール基金に代わる海岸漂着物処理事業費補助金事業は、海岸漂着物処理推進法に基づき各都道府県の選定した重点区域のうち、離島振興法における離島振興地域が補助対象となっており、離島以外の海岸には適用できない。このため、全海岸を対象とした事業への改善を要望する。</li> </ul>
<p><u>その他</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災対応のため十分な活用ができず、評価できません。</li> <li>・平成25年度環境省概算要求「(新)海岸漂着物処理事業費補助金」について、補助対象事業の範囲を重点区域全域にするとともに、地元自治体負担について、特別交付税措置による負担軽減を図ること。</li> <li>・台風等により海岸に漂着した流木等を処理するための既存事業の採択要件の緩和と申請手続簡素化を実施。</li> <li>・柔軟かつ機動的な執行が可能な制度の創設を望む。</li> </ul>

### 3 海岸漂着物の回収処理量 (36, 160t) とその内訳

平成21～23年度における地域GND基金事業による海岸漂着物等の回収・処理に係る事項について海岸漂着物等の回収処理量(36, 160t)とその内訳を図3に示した。

回収物の大半は流木・木材が大半であり、ついでプラスチック類・可燃物が多くなっている。

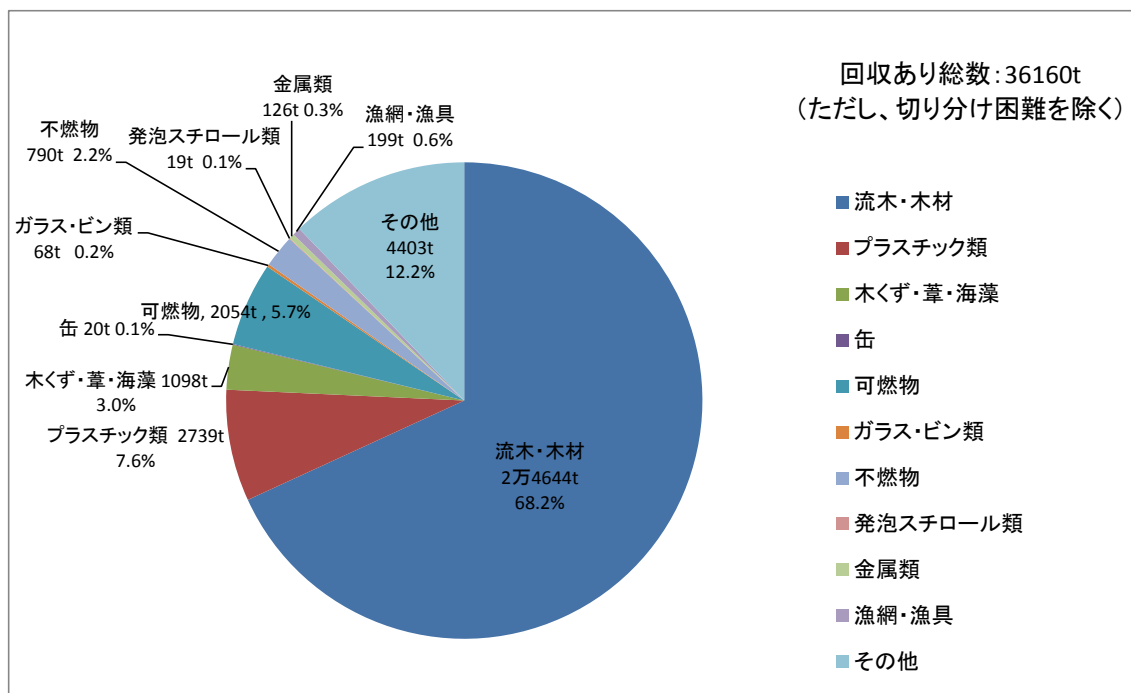


図3 海岸漂着物等の回収処理量(t)とその内訳

#### 4 海岸漂着物等を回収処理した理由・回収処理の主体・及び連携している民間団体

##### ①回収処理した理由

平成21年～23年度における海岸漂着物等を回収処理した理由についてまとめたものを表4-1、図4-1に示した。景観上の理由が最も多く、ついで環境保全であった。

表 4-1 海岸漂着物を回収処理した理由

回収処理した理由	自治体数	自治体名
景観上	28	北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、愛知県、和歌山県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
生活環境等の環境保全	22	北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、静岡県、和歌山県、三重県、大阪府、兵庫県、島根県、山口県、愛媛県、香川県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
海水浴・観光等の海岸利用	10	新潟県、富山県、愛知県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、熊本県、宮崎県、沖縄県
安全推進・危険防止	6	茨城県、新潟県、鳥取県、愛媛県、徳島県、宮崎県
海洋生物影響（漁業含む）	5	山形県、和歌山県、高知県、長崎県、宮崎県
回収困難・大量漂着物を回収	3	千葉県、石川県、大分県
法および対策推進	2	神奈川県、京都府
悪臭発生等の公害影響	1	北海道

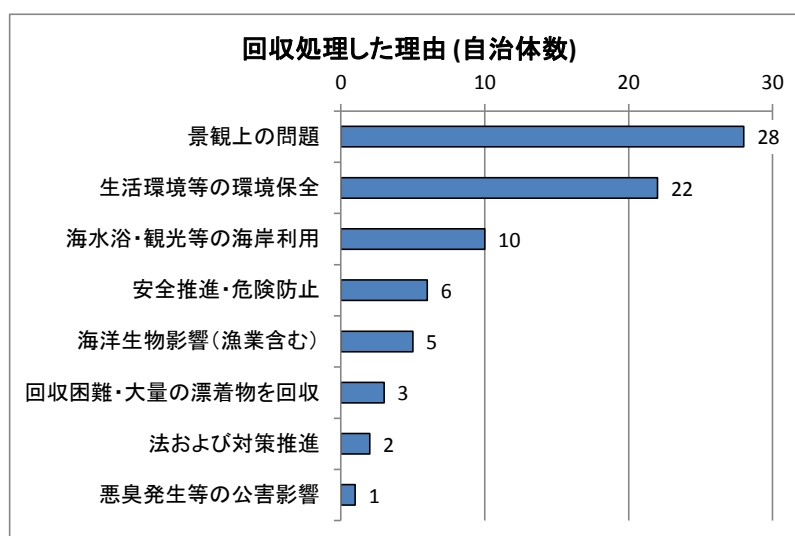


図 4-1 海岸漂着物を回収処理した理由

## ②回収処理の主体

平成21年～23年度における海岸漂着物等の回収処理の主体についてまとめたものを表4-2、図4-2に示した。

都道府県が回収処理の主体になっている自治体が最も多かった。

表 4-2 海岸漂着物等の回収処理の主体

回収処理の主体	自治体数	自治体名
都道府県	25	北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、愛知県、和歌山県、京都府、大阪府、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県
市町村	12	北海道、青森県、新潟県、富山県、石川県、京都府、鳥取県、山口県、高知県、長崎県、熊本県、鹿児島県
NGO等その他企業・団体・地元住民	8	山形県、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、宮崎県、沖縄県

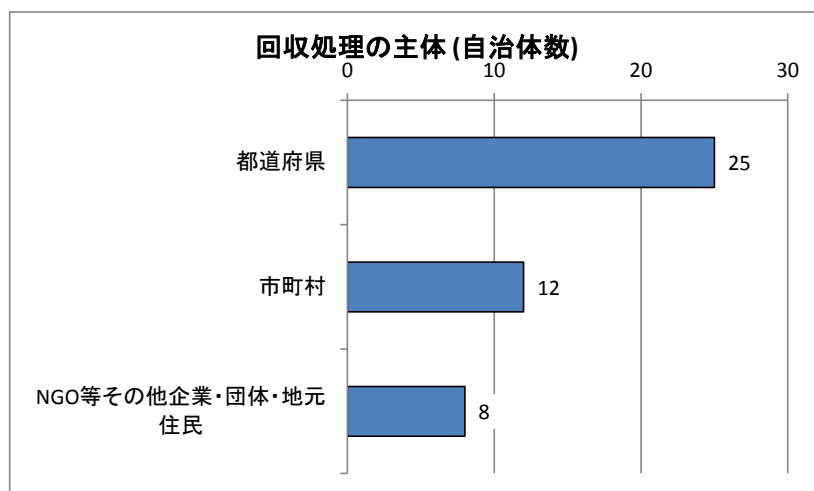


図 4-2 海岸漂着物等の回収処理の主体

## 5 地域 GND 基金事業による雇用創出効果についての把握状況

地域GND基金事業による雇用創出効果について具体的に把握状況について表5-1、図5に示した。また把握している自治体について雇用数の年平均人数を表5-2に示した。

表 5-1 雇用創出効果の把握状況

創出効果の把握状況	自治体数	自治体名
①把握している	15	北海道、青森県、山形県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、島根県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県
②どちらともいえない	3	兵庫県、山口県、徳島県
③していない	19	岩手県、秋田県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、富山県、奈良県、和歌山県、鳥取県、香川県、大分県、鹿児島県

表 5-2 雇用数の年平均人数

	年平均(人)		年平均(人)
北海道	19.4	島根	1536
青森	4584	愛媛	34
山形	16.1	高知	5.3
愛知	5.5	佐賀	2.45
京都	10	長崎	48
大阪	0.4	熊本	377
三重	181	宮崎	4
		沖縄	年平均 直接雇用約 7,400 人日、再委託分 は不明)
計 15			

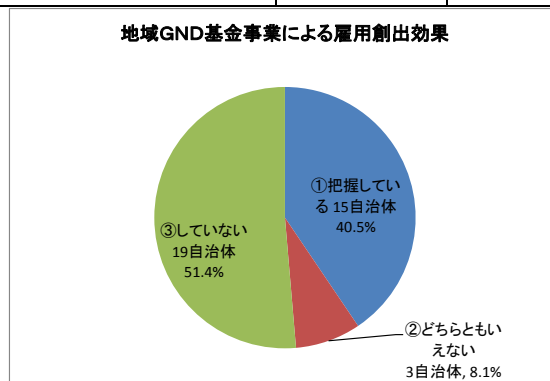


図 5 雇用創出効果の把握状況

## 6 地域 GND 基金を平成 24 年度に延長した都道府県の事業内容

地域GND基金事業の延長状況について見ると、「延長した」とする自治体は9であった。

一方、「終了したもしくは対象外」とする自治体は38であった。

平成24年度の事業の予定、事業名、事業年度や事業内容については表6-1に示した。

表 6-1 平成 24 年度の事業の予定、事業名、事業年度や事業内容

	事業名	実施年度	事業内容
北海道	海岸漂着物対策協議会の開催	H24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物の回収・処理計画の検討</li> <li>・発生抑制対策に関する検討</li> <li>・地域計画修正の協議</li> </ul>
	海岸漂着物等の回収・処理事業の実施	H24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸管理者による回収・処理事業の実施</li> </ul>
山形	海岸漂着物対策推進協議会運営事業	H21-24	山形県海岸漂着物対策推進協議会の運営、会議の開催
	海岸漂着物地域対策推進事業	H22-24	建設海岸の回収、処理
	港湾漂着物撤去処理事業	H21-24	港湾海岸の回収、処理
	美しいやまがたの海推進事業	H21-24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア海岸清掃支援</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物問題普及啓発展開手法検討会の開催</li> <li>・飛島クリーンアップ作戦普及啓発</li> </ul>
漁港漂着物撤去処理事業	H23-24	漁港海岸の回収、処理	
新潟	海岸漂着物地域対策推進事業	H24	海岸漂着物の回収処理
石川	海岸漂着物処理事業	H24	海岸漂着物の回収・運搬・処分
島根	海岸漂着物対策事業	H24	海岸漂着物の回収・処理
			啓発活動
山口	山口県漂流・漂着ごみ対策重点地域一掃事業	H24	県から市町への委託により、重点地域での海岸清掃を実施（日本海側のみ）
	漂着ごみゼロ！民間団体清掃活動支援事業	H24	県から民間団体等へ委託により海岸保全意識を高めるイベント等を実施（日本海側）
長崎	海岸漂着物地域対策推進事業	H24	県管理海岸における海岸漂着物の回収・処理

鹿 児 島	海岸漂着物回収処理事業	H24	東日本大震災に係る廃棄物が漂着した場合、 随時、回収・処理を行う。
沖 縄	海岸漂着物等回収処理業務委 託	H24	通常漂着物、災害起因漂着物を一体的に回収 処理
	災害起因海岸漂着物調査等業 務	H24	災害起因漂着物のモニタリング調査（放射線 量測定含む）
	災害起因海岸漂着物対策検討 等業務	H24	災害起因漂着物の回収体制の検討、今後増加 が見込まれる災害起因漂着物の処理コスト 低減策の調査検討（小型焼却炉での効果的な 処理方法、再資源化調査） 等